

学生保険等

1. 学生教育研究災害傷害保険【学研災】

全学生加入(費用大学負担)

※次の①～⑤に該当し、学生のみなさん自身が怪我をした場合に適用になります。

① 正課を受けている間（講義、実験・実習、演習または実技による授業を受けている間）

② 学校行事に参加している間（大学の主催する各種の学校行事に参加している間）

③ ①、②以外で学校施設内にいる間

大学が教育活動のために所有、使用または管理している学校施設内にいる間。ただし、寄宿舍(本学学生寮)にいる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間、または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

④ 学校施設内外で大学に届け出た課外活動を行っている間

大学の規則に則った所定の手続きにより大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間。ただし、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

⑤ 通学中

大学の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法により、住居と学校施設等の間を往復する間、または学校施設等相互間を移動する間。ただし、大学が禁じた方法による通学、および経路を逸脱または中断した場合は適用になりません。

2. 学研災付帯賠償責任保険【学研賠】

全学生加入(費用大学負担)

※上記①～⑤および下記⑥～⑩において、みなさんが他人に怪我をさせたり、他人の財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担する場合に適用となります。次の⑥～⑩について、大学の規則に則った所定の手続きにより承認を得たものに限りません。

⑥インターンシップ ⑦介護体験活動 ⑧教育実習 ⑨保育実習 ⑩ボランティア活動

3. 学研災付帯学生生活総合保険【付帯学総】

任意加入(費用個人負担)

前項の「学生教育研究災害傷害保険」でカバーしきれない学生生活における事故の補償については、入学時等に案内しております学生総合保険の加入(任意)をご覧ください。ご不明な点がございましたら学生支援センター学生生活支援室へお尋ねください。

4. 国民年金への加入

日本国内に居住する20歳以上60歳未満の方は、全員が国民年金の被保険者(加入者)となり、20歳になってから概ね2週間以内に、日本年金機構から「基礎年金番号通知書」、「国民年金保険料納付書」等が送付され、手続き後に保険料の納付が始まります。

保険料を納めることが困難な場合は、保険料の「学生納付特例制度」等がありますので、案内を放置せず、居住する地域の市区役所、町村役場、最寄りの年金事務所で必要な申請を行ってください。